

新型インフルエンザ等対策業務計画

ニプロ株式会社

2014年4月1日

目次

I	はじめに	3
II	総則	5
1.	新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針	5
	(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的	5
	(2) 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針	5
2.	業務計画の運用	6
	(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の所掌	6
	(2) 新型インフルエンザ等対策業務計画の適用範囲	6
	(3) 被害想定	6
III	新型インフルエンザ等対策の実施体制	7
1.	新型インフルエンザ等対策の実施体制	7
	(1) 平常時における新型インフルエンザ等対策の実施体制	7
	<危機管理室の構成>	7
	(2) 発生時における新型インフルエンザ等対策の実施体制	8
	<新型インフルエンザ等対策本部の指揮命令体系>	8
	<対策本部の職掌>	8
	<新型インフルエンザ等対策の実施計画>	10
2.	情報収集・共有体制	11
	(1) 平時における情報収集・共有体制の構築	11
	(2) 発生時における情報収集・共有体制の構築	14
3.	関係機関との連携	14
	(1) 連携が必要となる関係機関・業界団体等	14
	(2) 関係機関等との連携方法	14
	<情報共有ルート>	15
IV	新型インフルエンザ等対策に関する事項	16
1.	新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法	16
	(1) 医療機器・医薬品の製造・販売・流通等の確保	16
	(2) 関係機関の要請に応じた医療機器・医薬品の提供	17
	(3) 業務継続の基本的な考え方	17
	<対策本部各チームの主な対応>	18
	(4) 発生時の人員計画	19
2.	感染対策の検討・実施	20
	(1) 感染予防・感染拡大防止のための施策の概要	20
	(2) 個人における感染対策	20
	(3) 各職場における感染対策	20
	<新型インフルエンザ等対応基準>	21
	(4) 海外勤務者・出張者の感染対策	22
	(5) 備蓄品の検討	23
V	その他	23
1.	教育・訓練	23
2.	計画の見直し	23

I はじめに

近年、新種の感染症（以下「新型インフルエンザ」※1）に感染し、死亡する事例が数多く報告されている。新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返すウィルスとは全く異なるタイプのもので、これまでも1918年に発生したスペイン型インフルエンザで約4千万人（日本で約39万人）の死亡推定、1957年のアジア型インフルエンザでは約2百万人、1968年の香港型インフルエンザでは約1百万人の死亡者が出た。最近では、東南アジアに発生した高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染により、122名の発症者と62名の死亡者が出ている。

この新型インフルエンザは、従来は鳥類のみ感染していた鳥インフルエンザのウィルスが偶発的にヒトに感染し、その遺伝子の突然変異を経てヒトの体内で増殖できるようになった結果、ヒトからヒトへの感染も可能にした。新型インフルエンザは、主に冬期に流行する通常のインフルエンザとは異なり（※2）、ほとんどのヒトがそのウィルスに対する免疫を持たないため、ひとたび感染すれば世界的な大流行（パンデミック）を引き起こしかねず、社会的、経済的な大混乱が生じ、当社業務の継続、ひいては会社の存続に大きな支障の出ることも予想される。

これらの諸情勢に鑑み、国は2005年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定、数次の改定を行い、病原性の高い新型インフルエンザの発生予防、蔓延防止のための政官民による取組を促進する種々の施策を講じるとともに、その後、国家的危機管理の必要から2013年4月「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」（以下「特措法」）およびその他の関係政省令を施行するに至った。

一方、当社は、行政施策の動きに呼応し、これらの驚異に対する従業員等の安全確保と事業の継続を図るための組織的な対策の指針として2012年9月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を制定し、グループ一体となって感染の未然防止、拡大防止に努めてきたところである。

加えて、特措法に基づき、新型インフルエンザ等発生時において、一定の業務について特別な措置、対策を講じる責務を有する「指定公共機関等」として当社が指定されたことから、今般、行政府との連携と事業継続のための基本的な行動計画を見直し、この「新型インフルエンザ等対策業務計画」（以下「本業務計画」）を定めることとした。



<参考情報>

※ 1. 新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザとは、当初は鳥類のみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、偶発的に人に感染し、遺伝子の変異することによって、人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へと感染するようになり、このウイルスが人に感染して起こる疾患をいう。

※ 2. 新型インフルエンザの症状

新型インフルエンザに感染した場合の症状には、38℃以上の高熱、くしゃみや咳、鼻づまり、関節痛、腹痛、下痢、吐き気等の通常のインフルエンザの症状に加え、肺炎や多臓器不全等の重い症状を引き起こすことがある。特に抵抗力の強い若い世代ほど、過剰な免疫作用により自らの細胞を蝕む傾向が見られ、死に至る場合もある。

	通常風邪	通常インフルエンザ	新型インフルエンザ等
ウイルス	ライウイルス、RSウイルス、コロナウイルス、アデノウイルスなど	インフルエンザウイルス (A型、B型)	鳥インフルエンザウイルスの変異型
潜伏期間	2～7日	2～5日	未確定
発病	緩やか	急激	急激
ヒト感染性	あり	あり(風邪より強い)	強い
発生状況	限定的	流行性	大流行(パンデミック)
致死率	—	0.1%以下	未確定(過去2%)
主な症状	38℃程度までの発熱 くしゃみ、咳、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、せき、たん、腹痛、下痢、吐き気等	38℃以上の高熱 くしゃみ、咳、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、せき、たん、頭痛、関節痛、筋肉痛、腹痛、下痢、吐き気、倦怠感等	通常インフルエンザの症状に加え、 肺炎、多臓器不全等



II 総則

1. 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針

(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

新型インフルエンザ等の感染が一旦拡大すると、その被害は、急速かつ直接的に複数の地域、事業所にもたらされ、従業員等およびその家族の健康、身体、並びに当社業務の継続に多大な支障を及ぼす恐れがある。とりわけ医療機器・医薬品企業は、人の生命、健康に関わり、医療の実現、安定的供給という観点から、業務の継続に関し、社会的責任を強く自覚することが求められる。

以上のことから、本業務計画の主要目的を次の2点に絞り、各種対策を講じるものとする。

① 感染の未然防止と拡大防止

- 従業員等一人ひとりが感染予防のための適切な対策を講じ、被害の未然防止、拡大防止を図る。
- 各職場の責任者は、本業務計画が最低限の行動規範に過ぎないことを認識し、各職場の実情に即した主体的かつ効果的な実践活動を通じて、従業員等の安全衛生の確保に取り組む。

② 製品・サービスの安定供給

- 従業員等は、定型化された作業を除き、日頃から業務の標準化、書面化を図り、他の従業員等による業務代行が円滑に行えるよう事前整備に努める。
- 各職場の責任者は、新型インフルエンザ等の感染被害により相当数の従業員等が欠勤することを想定し、日頃から業務継続のための具体的な方法、例えば、人員の割振、優先業務の選定、代替策等の洗い出しなどを検討する。なお、従業員等の欠勤には、自ら欠勤する場合を含む。

(2) 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

本業務計画は、特措法、「新型インフルエンザ等対策政府業務計画」（平成25年6月7日）、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成25年6月26日厚生労働省。以下「厚労省GL」）に基づき、関係各機関が提供する各種情報をもとに現時点で考えられるリスク想定範囲内で、感染症の様々な態様に柔軟に対応できる基本的な業務計画を策定したものである。

しかし、実際に新型インフルエンザ等が発生し感染が拡大する具体的な局面では、これらの被害想定に対する備えだけでは十分な対策を講じえない状況もあり得ることから、本業務計画の推進にあたっては、最新の科学的知見に沿って、行政府、関係各機関とも緊密な連携を図りつつ、組織的な対策を講じていく必要がある。

また、本業務計画自体も、今後の情勢の変化、検証結果を踏まえて、随時に見直されなければならない。

2. 業務計画の運用

(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の所掌

新型インフルエンザ等対策に係わる業務は、危機管理室が所掌する。

危機管理室において、本業務計画の策定、見直し、改訂その他の事務を所掌する。

(2) 新型インフルエンザ等対策業務計画の適用範囲

本業務計画は、経営リスク管理における危機事象の一つに対する対策の根幹であり、当社における新型インフルエンザ等対策の基本的な方針を定めるものである。本業務計画の円滑かつ効率的な運用にあたっては、グループ各社の連携、協調が不可欠となる。また、グループ各社の新型インフルエンザ等対策の実施に際しては、当社との連携、協調が必要となる。

新型インフルエンザ等の特殊性（発症予測の困難、急速な被害の拡大、結果の重大性、予防策の徹底による感染回避の可能性等）に鑑み柔軟かつ機動的な意思決定やその現実的、時宜にかなった応急的な運用を進めるため、当社グループ各社が連携、協調して本業務計画の円滑、効率的な運用に当たることとする。

(3) 被害想定

① 厚労省ガイドライン等による被害想定

1) 全人口の約25%が発症し、医療機関を受診する患者数は最大で2,500万人になると推定されている。

過去の感染実績に基づく推計では、入院患者数が53万人から200万人、死亡者が17万人から64万人とされている。

2) 地域差や業態による差があるものの、従業員等本人や家族の発症等により、ピーク時の約2週間、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。ただ、今後発生するおそれのある新型インフルエンザ等がどの程度の病原性や感染力を有するかは現時点では不明である。

3) 上記の結果、以下のような社会現象が避けられないことが指摘されている。

- ・膨大な数の罹患者と相当数の死者
- ・食料・生活日用品・配送等の流通の遅滞・停止
- ・公共インフラの一時停止（公共交通機関・電気・ガス・水道・通信系等の停止）
- ・民間企業の臨時休業、医療機関・行政機関のサービス停止
- ・強盗・窃盗・詐欺等の刑事犯罪、事業停止等に伴う倒産・信用不安等

② 当社による被害想定

- ・基本的に政府の被害想定と異なる想定を立てるべき事情が存しないことから、当社従業員等（非正規雇用社員を含む。）の25%が流行期間（約8週間）に順次罹患し、感染ピーク時の10日間程度は従業員等の最大40%程度が欠勤して、その後順次職場に復帰する被害シナリオを想定する。

(2) 発生時における新型インフルエンザ等対策の実施体制

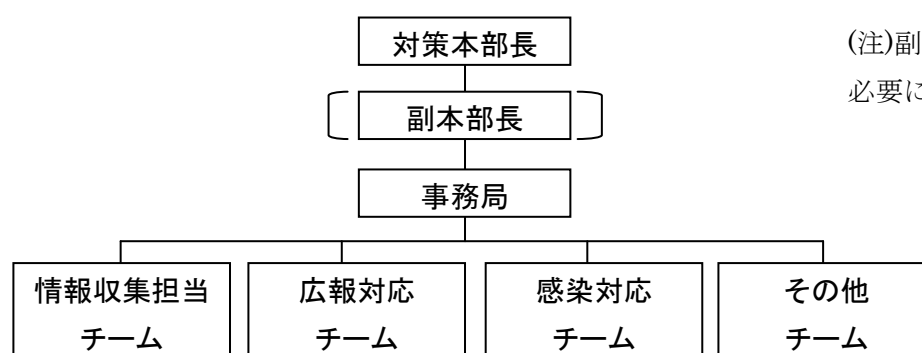
新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、本社（人事総務部）内に新型インフルエンザ等対策本部（「対策本部」）を設置する。

ただし、本社内に設置することが感染対策上、差し支えがあるときは、ニプロライフサイエンスサイト（滋賀県草津市）に、同サイトに差し支えがあるときは、東京本郷ビル内もしくは適宜の事業所に対策本部を設置する。

対策本部事務局は、対策本部長の指示により対策チームリーダーを選定招集し、対策本部会議を開催する。対策本部会議は、新型インフルエンザ等の感染動向（感染力・地域・関係機関からの情報等）、社内での罹患患者数その他の状況を分析し、チームの構成、メンバーの選定、対応方法その他必要な対策を検討、決定し、速やかに実施する。

新型インフルエンザ等対策本部のメンバー構成、発動要件、運用方法その他の詳細については、本業務計画に定めるもののほかは、防災危機管理規定に基づく本社災害対策本部運営マニュアルに規定する。

<新型インフルエンザ等対策本部の指揮命令体系>



(注)副本部長、その他チームは必要に応じて指名、編制する。

<対策本部の職掌>

1. 対策本部・本部長・副本部長

- (1) 対策本部の構成メンバーは、本部長、副本部長、事務局長、対応チームリーダー、その他本部長が指名する者とする。
- (2) 対策本部は、本業務計画の実施に必要な重要事項を意思決定する。
- (3) 本部長は、対策本部を代表し、事務局および対応チームリーダーを総括指揮する。
- (4) 対策本部の決定できない緊急事項、懸案事項については、本部長が決定し実施する。
- (5) 本部長は、必要に応じて副本部長（1名または2名以上）を指名することができる。
- (6) 副本部長は、本部長の職務を補佐、代行し、または本部長の特命事項を実施する。

2. 事務局長・事務局

- (1) 事務局長は、対策本部事務局の業務を総括指揮し、対策本部の設置・運営に関して本部長と連絡、調整する。
- (2) 事務局長は、事務局メンバーを選定する。
- (3) 事務局の分掌職務

基本的職務	主な担当部署
① 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営に関する事務事項 ② 本部長および対応チームリーダーとの連絡調整に関する事項 ③ 文書の受発信、記録管理に関する事項 ④ 部門間における派遣人員の補充・確保に関する事項 ⑤ その他本部長の特命事項	危機管理室 人事総務部総務広報課・人事課

3. 情報収集担当チーム

基本的職務	主な担当部署
① 政府その他の関係機関、業界団体等からの情報収集に関する事項 ② 従業員等から提供される安否情報の収集整理に関する事項 ③ 同業他社との連携に関する情報集約に関する事項 ④ その他本部長の特命事項	人事総務部庶務課・人事課 営業各部門

4. 広報対応チーム

基本的職務	主な担当部署
① 新型インフルエンザ等対策に関する報道等対外広報に関する事項 ② 政府その他の関係機関に対する情報提供に関する事項 ③ 従業員等に対する本業務計画の実施に係る情報提供に関する事項 ④ その他本部長の特命事項	人事総務部総務広報課

5. 感染対応チーム

基本的職務	主な担当部署
① 従業員等の感染状況の把握、分析、救護、保護に関する事項 ② 感染予防、拡大防止のための対策の実施に関する事項 ③ 従業員等の在宅勤務、渡航制限等の実施に関する事項 ④ 保健所、産業医その他医療機関との連絡調整に関する事項 ⑤ その他本部長の特命事項	危機管理室 人事総務部庶務課・人事課・労務厚生課 信頼性保証部・各事業部

＜新型インフルエンザ等対策の実施計画＞

	政府等の動向	当社の動向	備考										
未発生期		<ul style="list-style-type: none"> 関連情報の収集・配信 感染予防策の周知徹底・教育 本業務計画の見直し検討等 	海外発症前の予防段階										
海外発生期	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b style="background-color: red; color: white;">海外発生 政府対策本部 (設置) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 危機管理室 (事務局業務) </div>	海外発症後国内発生前の準備段階										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b style="background-color: red; color: white;">国内発生 </div>	国内発生早期			↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 対策本部 (設置) ↓ (業務開始) ↓ (業務継続) ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ (解散) </div>	<ul style="list-style-type: none"> 海外発生情報の収集 発生国滞在者と連携・情報交換 必要に応じて本部長と協議 	国内発生後蔓延早期の拡大防止段階	国内感染期		<ul style="list-style-type: none"> 対策本部チーム編成 本部会を開催し対応決定 各対応チームの業務執行 必要事項の見直し再検討 関係機関との連携・調整 	感染拡大期の被害軽減措置段階	小康期	
国内発生早期	↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 対策本部 (設置) ↓ (業務開始) ↓ (業務継続) ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ (解散) </div>	<ul style="list-style-type: none"> 海外発生情報の収集 発生国滞在者と連携・情報交換 必要に応じて本部長と協議 	国内発生後蔓延早期の拡大防止段階									
国内感染期		<ul style="list-style-type: none"> 対策本部チーム編成 本部会を開催し対応決定 各対応チームの業務執行 必要事項の見直し再検討 関係機関との連携・調整 	感染拡大期の被害軽減措置段階										
小康期		<ul style="list-style-type: none"> 停止業務の再開復旧 CSRの取組検討 	停止業務の再開段階										

2. 情報収集・共有体制

(1) 平時における情報収集・共有体制の構築

① 国、地方公共団体等からの情報収集・共有体制

新型インフルエンザ等に関連する情報は、その対策に関する行動計画のほかにも、国内外における感染状況、学術的知見、感染防止対策、医療体制の提供に係わる情報等を含む様々な情報が国および大阪府を始めとする地方公共団体の各機関等が設置するホームページ等から入手が可能であり、本業務計画の推進、実行にあたり有用となるものである。

当社は、国や地方公共団体等から得られる最新の情報を積極的に収集、精査し、新型インフルエンザ等対策の実施に必要なものを適時に従業員等に広く配信するとともに、イントラネットの共有情報にアップロードし、情報の共有化に努める。

② 業界団体・関係機関等との情報共有方法

当社が所属する一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会では、新型インフルエンザ等対策を始めとして、厚生労働省の所管の下、医療機器産業に係わる企業集団における社会的責任を果たすための様々な取り組みが実施され、理事会、常任委員会、部会その他の委員会による活動を通じて、積極的な情報共有、意見交換が行われている。

③ 具体的な情報収集の方法

国内外における新型インフルエンザ等の感染状況に関する情報については、WHO（世界保健機関）、日本国厚生労働省、外務省その他の政府機関および地方公共団体、並びに諸外国政府筋から提供される最新の情報をメディア、インターネットその他の通信媒体を通じて適時に入手し、保健所、医療機関、事業者団体、関係企業、取引先、監督官庁等との間で積極的な情報交換と共有化に努め、本業務計画の推進、実行、および必要に応じて本業務計画の見直し、予防策の立案に役立てるとともに従業員等に対して迅速かつ適切に周知を図り、事業の円滑な遂行に役立てるものとする。

特に国等の定める新型インフルエンザ等の警報フェーズ（※1）に対応した本業務計画の迅速な開始が可能となるよう留意するほか、緊急時の連絡体制（※2）を整備・周知し、情報収集方法（※3）の明確化についても常日頃から見直し修正を加え、最新のものとなるようメンテナンスを心懸ける。

<参考情報>

※ 1. ①WHOによる警報フェーズ

Phase	定義	区分
1	ヒト感染のリスクは低い。 ※ ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つ型のウィルスを動物から検出。	パンデミック間期
2	ヒト-ヒト感染のリスクはより高い ※ ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウィルスが検出。	
3	ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある。 ※ ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的でない。	パンデミックアラート期
4	ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある。 ※ ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている。	
5	かなりの数のヒト-ヒト感染があることの証拠がある。 ※ ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生が見られる。	
6	効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立 ※パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している。	パンデミック期
—	パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する時期。	後パンデミック期

- (注) 1. 亜型とは、インフルエンザウィルスの3つのタイプ(A, B, C)のうち、ウィルスの表面にある赤血球凝集素 HA とノイミナーゼ NA の2種に区分されるサブタイプをいう。
 2. フェーズ4には、国内発生のない4Aと、国内発生のある4Bに分類される。

②日本における発生段階の区分

発生段階		状態	行政による対応
前段階 (Pre.Stage)	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	BCP 策定、医療提供体制整備、抗インフルエンザ薬およびプレパンデミックワクチンの備蓄等
第一段階 I	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	発生国在外邦人への情報伝達、発生国への渡航自粛等
第二段階 II	国内発生期	国内で新型インフルエンザが発生した状態	患者入院措置、接触者の外出自粛要請、感染防止徹底等
第三段階 III		国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	医療機能、社会・経済機能への影響の最小化
	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	患者入院措置、公衆衛生対策徹底継続
	蔓延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	医療機関における感染拡大防止のため重症者のみ入院、軽症者は自宅療養
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態	
第四段階 IV	小康期		次の流行に備えた対策検討

※ 2. 緊急時の連絡体制

各職場の責任者は、その部課、支店等に所属する従業員等に係る以下の項目を整理、体系化する。

標準的な整理項目…氏名・役職・業務分担・緊急時の連絡方法・メールアドレス・通常交通手段・代替交通手段・車両通勤の可否・連絡伝達経路等

※ 3. 情報収集方法

① WEBサイト

運営者	サイト(URL)
内閣官房	http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleza/index.html
外務省	「海外安全ホームページ」 http://www.anzen.mofa.go.jp/
国立感染症研究所	http://www.nih.go.jp/niid/ja/index.html 同研究所の感染情報センター http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html
大阪府	http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/influ/ 大阪府感染症情報センター http://www.iph.pref.osaka.jp/infection/influ/shingata.html
他都道府県	各都道府県・市町村区役所・保健所のウェブサイト
検疫所	http://www.forth.go.jp/
警察庁	http://www.npa.go.jp/pdc/notification/kanbou/soumu/soumu20080917.pdf
経済産業省	http://www.meti.go.jp/topic/data/e90401j.html
農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/shininful.html
国土交通省	https://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terro_tk_000001.html
海上保安庁	http://www.kaiho.mlit.go.jp/security/index.html
環境省	http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/
世界保健機関(WHO)	トップページ http://www.who.int/en/
	インフルエンザ関連 http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/
	鳥インフルエンザ関連 http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/
米国政府	http://www.flu.gov/
米CDC	http://www.cdc.gov/flu/

②情報収集内容

発生日・地域・発生日時・公表日時・発信情報ソース(信頼性)・発生場所・病原体の特定状況(確定or疑似)・健康被害の内容(死傷状況・家族等の感染状況・回復の見込み・医療機関等の処置)・現場の対応状況・伝播状況・諸外国政府機関の動向

(2) 発生時における情報収集・共有体制の構築

平時における情報収集・共有体制と同様に、新型インフルエンザ発生後の国内外における感染状況等に関する情報(※1)については、国または都道府県等から適時に提供される情報を注意深く収集し、必要に応じて、各事業所・グループ関係部門に対し定期的または随時に報告(※2)を求めるとともに、関係機関等から入手した情報等をフィードバック(※3)し、情報の共有化に努める。得られた情報は、本業務計画の遂行や対策の見直しに役立てるとともに、国内外の事業所に対して迅速、適切に情報配信し、警戒、注意または周知徹底を求める。

<参考情報>

※1 収集すべき情報

- ① 新型インフルエンザの発生地域
- ② 新型インフルエンザの概要(特徴・症状・治療方法等)
- ③ 事業者・国民が実施すべき対応等

※2 確認すべき社内の情報

- ① 従業員等の発症状況(欠勤状況)
- ② 従業員等の渡航状況、健康状況
- ③ 従業員の緊急連絡先、家族の有無、要介護・要支援者の有無等

※3 伝達方法

社内メールによる周知の他、イントラネット共有情報への掲載

3. 関係機関との連携

(1) 連携が必要となる関係機関・業界団体等

新型インフルエンザ等対策業務の実施に当たり連携が必要となる関係機関・業界団体等は、内閣官房、厚生労働省(医政局経済課)その他の監督官庁、大阪府を始めとする地方公共団体、並びに一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会(「MTJapan」)等である。

(2) 関係機関等との連携方法

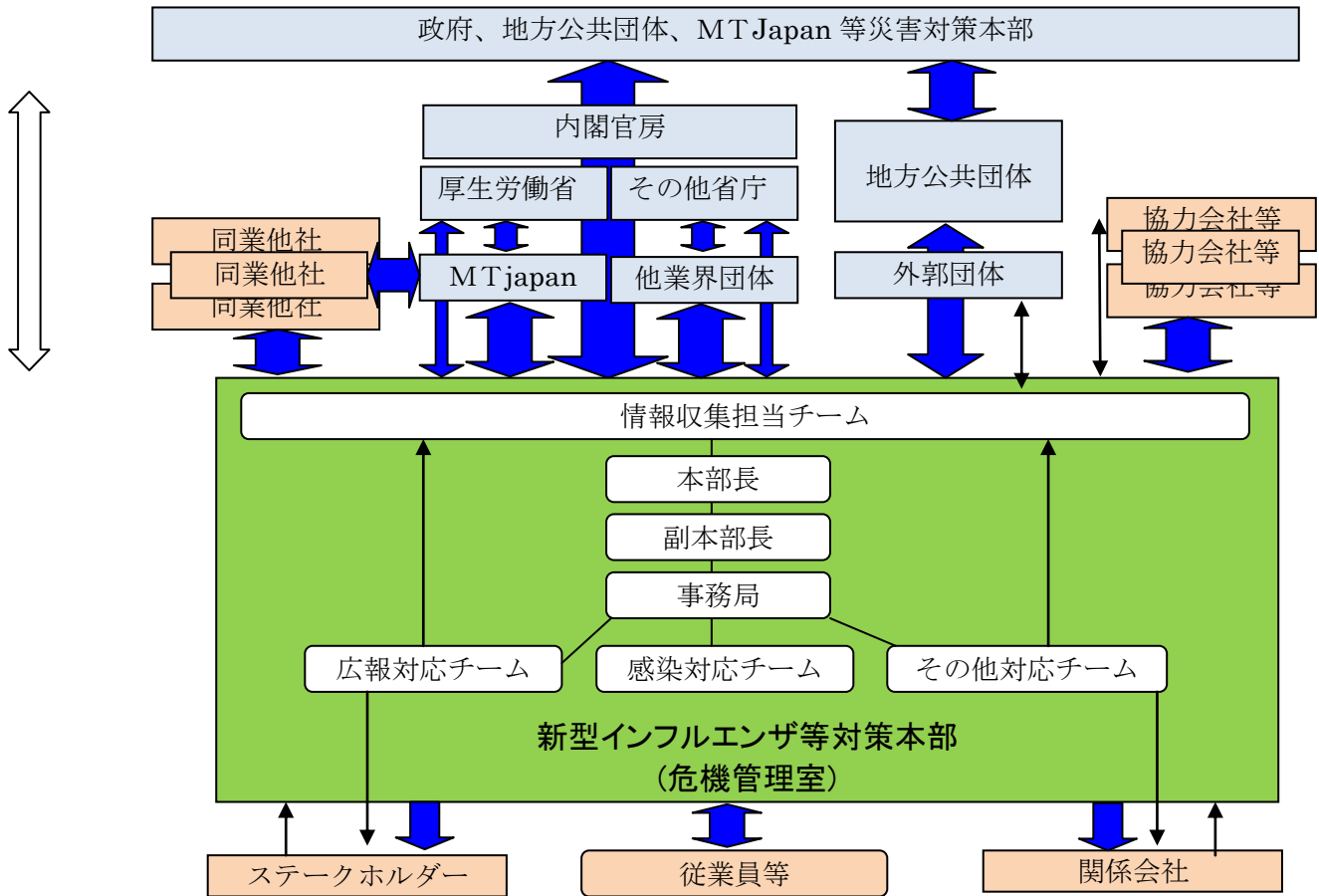
平時の情報共有、連携は、危機管理室事務局によるほか、各関係機関等との所管窓口となる担当部門による。

新型インフルエンザ等を含む災害発生時には、対策本部情報収集担当チームが窓口となり、政府やMTJapan等において設置される対策本部との間で情報共有化を図り、協力・連携体制の構築に努める。

なお、MTJapanの活動内容、会員リスト、緊急時連絡方法等については、同協会が開設するホームページにその詳細が掲載されている。(以下のURL参照)

<http://www.mtjapan.or.jp/jp/mtj/>

<情報共有ルート>



IV 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

(1) 医療機器・医薬品の製造・販売・流通等の確保

製造・販売・流通・管理等の各部門において、常日頃から新型インフルエンザ等の感染リスクを意識しつつ、関係機関等からの情報収集を通じて感染状況等の把握に努め、未然防止策を講じるとともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した事業運営、基幹業務の継続に必要な以下の業務（以下「BCP業務」）の実施と必要な諸施策の検討及び確保に努める。

新型インフルエンザ等の国内発生後は、対策本部を設置し所要の業務を推進、実施する。

対象部門	BCP業務
製造部門	<ol style="list-style-type: none"> 1. サプライチェーン(原材料等の仕入先)に対するBCP <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続上の問題点の明確化（供給停止の場合の措置） ・在庫品の所在確認、数量の適否、分散の要否 ・品質管理体制・安定供給体制の整備・構築 ・代替メーカーへの変更の可否及び確保の検討等 2. 自社製造ラインにおけるBCP <ul style="list-style-type: none"> ・優先業務・非優先業務の区別、要員の算定、代替え要員の確保 ・電力・水・ガス等のライフライン供給停止に対するバックアップ措置
販売部門	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製品の納入に関するBCP <ul style="list-style-type: none"> ・納入先施設の把握・連絡 ・緊急時の国(地方公共団体)その他監督官庁・医療機関・関係機関・事業者団体等との連携・支援体制 2. 社内支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・最優先業務・非優先業務の取捨選定 ・BCP業務担当者・バックアップ待機者の選定 ・製造部門・流通部門との連携
流通部門	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運送手段のBCP <ul style="list-style-type: none"> ・受発注システム・物流体制の体系化 ・代替え運送手段の確保 2. 業務支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務担当者によるバックアップ機能の強化、確保
管理部門 部門共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社内体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の従業員等の緊急連絡方法、代替え交通手段の確認・確保 ・緊急時の業務処理方法の確認 ・最低限必要な業務の選定・要員の確保、資材・物品等の調達方法の確認 ・優先業務に係る情報システム、設備、インフラの保全・バックアップ 2. 感染予防・拡大防止に必要な措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・うがい・手洗い・マスク・咳エチケットのマニュアル周知・推進・励行 ・産業医・医療機関等との情報交換、相談 ・必要な普及啓発・社内研修・教育訓練等の実施 ・必要な感染予防品・生活必需品等の備蓄の奨励 ・BCP業務担当者等による予防接種の実施

(2) 関係機関の要請に応じた医療機器・医薬品の提供

当社は、特措法上、「指定公共機関等」に指定されていることから、新型インフルエンザ等の感染拡大により、国または地方公共団体から直接または業界団体等を通じて、特定の医療機器・医薬品等の調達、配送が要請されることがある。

このような場合においては、当社は他の需要家への安定供給に配慮しつつ、同業他社とも連携、協力して、前記要請に対応するための業務シフト編成を組むこととする。

当該業務シフト編成に組み込まれた業務の継続を最優先とする一方で、その余の業務は可能な限り、差し支えない範囲で縮小乃至休止する措置を講じる。

(3) 業務継続の基本的な考え方

当社は、国民の生命と健康の維持に不可欠な医療機器・医薬品等を製造販売する事業を根幹としており、いずれの製品群においてもその安定供給が求められる。新型インフルエンザ等の感染予防、感染拡大を抑止するためのワクチンや治療薬剤を投与するシリンジ等のデバイスの欠品は、急速なパンデミックの進行を招く懸念があるほか、人工腎臓透析器(ダイアライザ)等の透析関連製品の欠品は、即、患者の生命の維持に重大な影響を及ぼすおそれがある。

加えて、国または地方公共団体より、特定の製品の調達、配送要請を受ける可能性も視野に入れる必要がある。

以上の観点から、当社は、いずれの商品においても、その安定供給の実現を目的として、在庫数量に配慮しつつ、非常時における円滑かつ安定的な製造、流通、納入が可能となるよう、製造・販売・流通・管理等の各部門が継続業務および縮小もしくは廃止業務を予め選定した上で、相互に緊密に連携しつつ、非常時にこれを実施する。

業務の区分		概要	備考
発生時の業務	新型インフルエンザ等対策業務 (重要業務)	① 感染拡大防止策 ② 対策本部の設置に係る業務 ③ 情報収集・連携その他の危機管理上必要な業務	危機管理室 情報収集・関係機関等窓口部門
通常業務	継続業務	① 薬剤投与製品の製造・調達・流通業務 ② 透析関連製品の製造・調達・流通業務 ③ 前各号に準じる要安定供給製品の製造・調達・流通業務	工場・倉庫
	縮小業務	継続業務以外の製商品の製造・調達・流通業務	工場・倉庫
	休止業務	急を要しない開発・販売・管理機能 各種行事・委員会・研修会・出張・出向等	研究所・間接部門・主催部門

〈対策本部各チームの主な対応〉

(注) ○：実施 ()：必要性・重大性を考慮

① 対策本部事務局

業務項目	I	II	III	IV
	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策本部の設置・運営準備・解散	(○)	○	○	○
対策本部の指示及び決定事項の周知徹底		○	○	(○)
対策本部各チームとの連絡・調整				
対策本部チームメンバーの選定・人員確保・事務調整	(○)	○	○	○
内閣官房・厚労省・大阪府・業界団体等の関係機関との連絡調整		○	○	(○)
他事業所・工場との連絡・調整		○	○	(○)
縮小業務・休止業務の実施・延期		(○)	○	
従業員等の帰宅指示・出勤停止・自宅待機・受診指示等の実施		(○)	○	
事業所間人員調整		○	○	(○)
情報収集チームと連携して従業員等の安否確認情報の把握		○	○	(○)

② 情報収集担当チーム

業務項目	I	II	III	IV
	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
政府その他の関係機関、業界団体等から得られる情報の収集、分析と事務局への報告		○	○	(○)
従業員等から提供される発症状況、安否情報の収集整理		○	○	(○)
安定供給を目的とした同業他社との連携に係わる情報の集約		○	○	(○)
CSRに関する外部機関からの要請に関する情報の集約				○
対策本部各チームとの連携・調整		○	○	(○)

③ 広報対応チーム

業務項目	I	II	III	IV
	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
各種情報の発信	国等の行政官庁（適宜の方式）			
	メディアその他のステークホルダー（通知・公表等）	○	○	(○)
	従業員等（イントラネット・電子メール・緊急連絡網等）			
開示情報等の記録管理		○	○	(○)
情報収集チームと連携して安否情報確認通知の作成、配付		○	○	(○)
CSRに関する取組内容の情報発信				○
対策本部各チームとの連携・調整		○	○	(○)

④ 感染対応チーム

業務項目	I	II	III	IV
	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
感染予防（拡大防止）対策の啓蒙、徹底	(○)	○	○	○
感染対策備品・薬剤※の調達・配付・備置 ※マスク・嗽薬・消毒薬・体温計・石鹸・ティッシュペーパー・手袋等	(○)	○	○	(○)
感染予防措置の検討	従業員等の帰宅・在宅勤務・出勤停止・受診指示	○	○	(○)
	入館制限・来訪者検温	(○)	○	
	発症者の救護措置	○	○	
	館内消毒	(○)	○	
対策本部各チームとの連携・調整	(○)	○	○	(○)

(4)発生時の人員計画

新型インフルエンザ等の感染拡大によってもたらされる被害(想定)と、これによって最優先業務を継続するために調整が必要となる人員計画は以下のとおりとする。ただし、実際の感染状況等に応じて、対策本部において柔軟かつ効率的に計画を見直し実行する。

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
被害想定	約2～4週間	約4週間	約2週間	約2週間
社内体制	●危機管理室による対応 ●必要性・重大性に応じて対策本部を設置する。	●対策本部の設置・運営	●従業員等の欠勤率が25～40% ●国民の25%が各地域ごとに順次罹患	●対策本部の解散 ●休止事業の再開
人員計画		①各チームメンバーの確保 ②BCP業務担当者・バックアップ待機者の確保 ③優先業務の人員確保※ ④通常業務からの人員補充	①対策本部による人員※ ②部門間による人員派遣※ ③代替業務の実施	●通常業務にシフト転換 ●人員配置の変更

※ 優先業務および非優先業務の選定、並びに人員確保については、欠勤率40%を想定して、各事業所・工場単位で個別に検討しておくとともに、対策本部は、各事業所・工場ごとの人員構成（前II.2(3)②参照）に差し支えがある場合は、各事業所等の責任者の要請に従い、部門間の人員調整を行う。

2. 感染対策の検討・実施

(1) 感染予防・感染拡大防止のための施策の概要

新型インフルエンザ等の感染予防、蔓延防止を有効かつ適切に行うには、発生前から従業員等一人ひとりが、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち適切に予防策を講じることが重要である。

一方、会社は、従業員等における知識の啓蒙と予防対策の実施に適した職場環境を維持することが必要となる。

これらが車の両輪となつてうまく機能することで、新型インフルエンザ等の感染被害は、かなりの割合で低減することが期待できる。

当社は、国、地方公共団体その他の関係機関から発出される最新の知見、情報を的確に従業員等に還元するとともに、国等と連携して、各種マニュアルの策定と整備、周知徹底を通じて、感染対策を万全にし、医療機器・医薬品等の安定供給と顧客サービスに努めるものとする。

(2) 個人における感染対策

新型インフルエンザ等の感染経路、治療薬・予防薬の種類、職場または在宅時もしくは外出時における留意点や、平常時における手洗い、うがい、マスクの着用等の個別具体的な予防対策は別にマニュアルで定める。マニュアルは、イントラネット上にアップロードし情報共有化を図り、個人単位での感染対策を徹底する。

(3) 各職場における感染対策

① 衛生用備品等の配置

- ・各職場では、ハンドソープ、うがい薬、石鹸、消毒剤等の衛生用品を洗面所等に配置する。
- ・マスクや手袋等の个人防护具は、各職場の人数等を考慮して、概ね約6週間程度備蓄することを検討する。
- ・咳エチケットや、マスクの着用の義務付け等は、マニュアルに定め、周知徹底を図る。

② ワクチンの予防接種

- ・新型インフルエンザ等の発症を予防し重症化を防止するため、従業員等およびその家族のワクチン接種を奨励する。
- ・本業務計画の実施にあたり、優先業務に従事する従業員等については、ワクチン接種を原則的措置とすることを検討する。
- ・新型インフルエンザ等発生後、当社従業員等の全部または一部が政府対策本部より特措法に基づく特定接種の対象に指定された場合には、当該指定に基づき、対象従業員等に対して特定接種を義務付ける措置を講じる。



③感染者発生時における就業等の対応

＜新型インフルエンザ等対応基準＞

Incident		BCPLレベル1	BCPLレベル2	BCPLレベル3
被害レベル	ステージ	第1段階	第2段階	第3段階
	状況	海外発生期	国内発生期	感染拡大期・蔓延期・回復期
		Phase 分類 (旧基準)	4A、5A、6A	4B
<p>原則的対応 (ただし実施にあたっては効果と影響度を勘案)</p>		<p>① 国内および未発生国の従業員に対する注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康状態の適切把握 咳エチケット マスク着用、手洗い、うがい励行 発生国への渡航自粛 <p>② 発生国の従業員に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報交換・連携 国外退避の要否検討・調整 感染疑い者の受診指導 その他①と同じ。 	<p>① 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社禁止措置</p> <p>② 職場の日常清掃・消毒の推奨</p> <p>③ 従業員等の健康状態把握</p> <p>④ 発症者との接触を防御 (マスクを着用させ帰宅指示)</p> <p>⑤ 家族が発症した場合も基本的に同様の措置</p> <p>⑥ 発熱相談センターに連絡</p> <p>⑦ 多数集合による会議時間等の自粛・時間短縮</p> <p>⑧ 来訪者の制限</p>	<p>① 国内発生期後の対応と基本的に同じ。</p> <p>② 発症者の入院指示</p> <p>③ 必要に応じて出勤停止、自宅待機、渡航禁止その他の措置を講じる。</p>
就業判断	一般従業員	原則勤務		原則勤務 ただし自らまたは家族に感染の疑いのある者の就業を制限する。
	BCP 担当者	勤務		原則勤務
帰宅判断		感染に注意して帰宅 (マスク着用など)	早めに帰宅指示 (メンバーは在社)	直ちに帰宅指示
発生国に勤務する従業員等の帰国判断		<p>① 症状のない場合は、国外退避または帰国を認める。</p> <p>② 症状のある場合は、帰国を制限する。</p>		特別な事情のない限り在留を指示する。

(補足)

- 国内外における新型インフルエンザ等の感染状況、感染予防、感染拡大防止のための留意事項について、入手可能な各種情報の正確性を慎重に精査し、従業員等に対し無用な混乱を生じさせないように留意しつつ、適切な行動、判断の基となる情報の提供、周知に努める。
- マスク、ハンドソープ、うがい薬を各事業所で配備するとともに、必要に応じて事務所内でマスクの常用、出勤時・外出時のうがい、手洗い、咳エチケット等を徹底する。
- 所属上長は、従業員等の健康状態の把握に努め、保健所又は医療機関等で新型インフルエンザ等の感染の疑いやその処置のための自宅待機もしくは入院勧告等の指示を受けた場合には、直ちに対策本部（感染対応チーム）に連絡する。
- 所属上長は、勤務中の従業員等に感染の疑いを持った場合は、検温させる等のほか、必要に応じて、自宅待機、在宅勤務、保健所、産業医等への相談、医療機関その他医師の診察を受けさせるよう配慮する。
- 所属上長は、従業員等に感染者が出たことを知った場合は、保健所その他監督官庁の指導に沿って、当該感染者の所属する事務室内等の消毒、清掃、同室内勤務者の検査を実施し、感染の拡大防止に努める。

④ 本社ビル内での感染拡大防止策

対策項目		具体的な防止策
来訪者 対応	一般来訪者	消毒薬・マスク着用の推奨 (必要に応じて入館制限、1階ロビー・応接室に入館区画制限)
	予約来訪者	事前に連絡の上、日程延期、メールまたはTV会議への切り替え。
	会社関係者	感染症状の有無等を確認の上、マスク着用にて入館または制限
配送業者対応		配送場所の限定(荷物受取区域の制限、執務室への入室の制限)
取引先等の対応		必要に応じてスタッフの派遣要請、物品調達の補充要請等
従業員 対応	感染疑いのない 者	マスク着用の義務付け、手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットの励行等
	感染疑いのある 者	38度以上の発熱、咳、倦怠感、食欲不振等のインフルエンザ症状が出た場合は、原則として帰宅を指示し出勤停止。 医療機関での受診を指示。
会議・行事等の対応		可能な限り延期。開催する場合は、マスク着用を推奨。
勤務シフト		優先業務を中心とした勤務シフトを組む。 必要に応じて、勤務時間の短縮・変更、休憩時間の変更。
国その他の関係機関対応		報告、連絡、相談

(4) 海外勤務者・出張者の感染対策

日本国外で勤務する従業員等およびその家族の感染予防、感染拡大の防止を図るため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成19年5月18日改訂労働者健康福祉機構海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、必要に応じて、以下の措置を講じる。

- ① 感染発生国・地域に駐在する従業員等およびその家族は、日本国外務省から発出される渡航情報や在外公館その他現地国政府の提供する情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や待避の要否、可能性について、適宜、適切に行動する。
- ② 現地の責任者は、従業員等およびその家族の安全確保を最優先に考え、現地国政府の行政指導に従い、業務の継続性に配慮しつつ、感染予防、感染拡大防止のため必要な措置を講じる。
- ③ 現地の責任者は、可能な限り対策本部と情報を共有化し、適宜の措置を講じる。
- ④ 感染発生国・地域から帰国する従業員等およびその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザ等のような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、都道府県に指定された医療機関を受診する。
- ⑤ 海外出張をしようとする場合の留意事項については、日本国外務省、在外公館等の開設するホームページ等で提供される当該出張先地域における危険情報を確認するとともに、必要に応じて以下の区分に従い、感染発生国・地域への渡航を極力控えるなどの措置を実施する。

Phase	対応
1～3	基本的に問題はないが、感染の動向に注視し、渡航時における生活に十分な配慮を必要とする。
4	可能な限り感染発生国への渡航は控えるか、やむを得ない場合でも患者発生地域周辺への出向を制限する。渡航時における生活に特段の注意を要する。
5～6	感染発生国への渡航を禁止する。渡航時における生活に特段の注意を要する。
後パンデミック 期	感染の収束状況を注視しつつ、特に必要がある場合を除いて、感染発生国への渡航を控える。

特に、感染が世界的に拡大した場合、定期航空便等の運行停止により帰国が困難となり、また帰国しても、最大10日間停留する可能性があること等に鑑み、発生国以外の海外出張であっても危機管理室の特に認める場合を除き、原則中止、延期する取り扱いとする。

(5) 備蓄品の検討

新型インフルエンザ等対策用の個人防護具、物品として、各事業所・工場の勤務者数に応じて、以下の品目を予め準備し、所定の場所に配置するとともに、非常時に大量消費することを踏まえて必要数量を備蓄することを検討する。

<本社機能における備蓄品等対策>

品名	最低準備数量(基準)	配置場所
マスク	従業員数×6週間(42日)×1日1枚	各職場(適宜の場所)
手指消毒剤	6週間分の在庫を基準とした必要数量	各フロア男女洗面台
手袋		各職場(適宜の場所)
消毒剤		各職場出入口・接客スペース
専用ゴミ箱※	各フロアに1個	集合場所

※ 蓋付きのものにビニール製回収袋をセットしたもの。

VI その他

1. 教育・訓練

① 従業員等に対する教育

本業務計画の実施運営に係わるBCP担当者のみならず、従業員等全員が新型インフルエンザ等に関する基礎的な知識を持ち、自ら感染予防のための適切な行動がとれるよう、日頃から研鑽し学習しておくことが求められる。

とりわけ、医療機器・医薬品等の製造販売を中核事業とし、かつ指定公共機関等の一指定事業者としての責務、社会的責任を鑑みると、当社従業員等における新型インフルエンザ等対策に関する教育水準は相当程度以上高いことが期待される。

国その他の関係機関等の提供する情報やセミナーの受講を奨励することで、従業員等の研鑽、啓蒙を図るとともに、社内の定期または随時の集合研修、定期講習、イントラネットによる情報提供等を通じて、新型インフルエンザ等感染対策の学習、習得に資するものとする。

② 訓練

国、地方公共団体その他の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等対策訓練に積極的に参加することにより、感染対策の見直し、本業務計画のより実効性の高い内容への充実化を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生段階を想定した机上訓練や研修を通じて、従業員等の意識の向上、啓蒙に努める。

2. 計画の見直し

本業務計画は、新型インフルエンザ等の対策に関する最新の科学的知見を網羅し、客観的に想定される被害を前提として、指定公共機関等として実施すべき最低限の事業継続計画を示したものである。

新型インフルエンザ等が実際に発生した場合には、その感染状況、被害の拡大程度は想定と異なることも当然に予想され、これに対する対策も臨機応変に柔軟に実施されるべきである。かかる現実の対応に即して、本業務計画も随時、適切に見直され、実態に即して修正、変更するものとする。

以上